

移動支援従業者養成研修科目免除一覧

【全身性障がい課程・知的障がい課程】

大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づく「移動支援従業者養成研修」を修了後1年以内の者（開講日において）	(1) 障がい者(児)福祉制度と移動支援事業 (2時間) (2) 移動支援従業者の業務 (1時間) (3) 移動支援従業者の職業倫理 (1時間)
--	--

【精神障がい課程】

(1) 大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づく「移動支援従業者養成研修」を修了後1年以内の者（開講日において）	(1) 障がい者(児)福祉制度と移動支援事業 (2時間) (2) 移動支援従業者の業務 (1時間) (3) 移動支援従業者の職業倫理 (1時間)
(2) 「大阪府居宅介護職員初任者研修」を修了後1年以内の者（開講日において）	(5D) 障がいの理解(精神障がい) (2時間) (6D) 障がい者の心理(精神障がい) (1時間)